

# 平成 29 年版環境白書について（概要）

平成 29 年版環境白書は、青森県環境の保全及び創造に関する基本条例に基づき、平成 28 年度における本県の環境の状況及び環境施策の概要について取りまとめたものであり、主な内容は下記のとおりである。

## 1 平成 28 年度における本県の環境の状況

### (1) 水環境 (P. 30)

河川、湖沼等、公共用水域の水質を調査した結果、カドミウム、全シアン等の人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）については、砒素以外の項目では、全地点で達成している。砒素については、むつ市正津川橋の 1 地点で環境基準非達成であり、その要因は、砒素を含む温泉のゆう出に由来する自然要因と考えられる。

pH、BOD 等、生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）については、87 水域中 82 水域で達成しており、達成率は 94% となっている。

### (2) 大気環境 (P. 79～85)

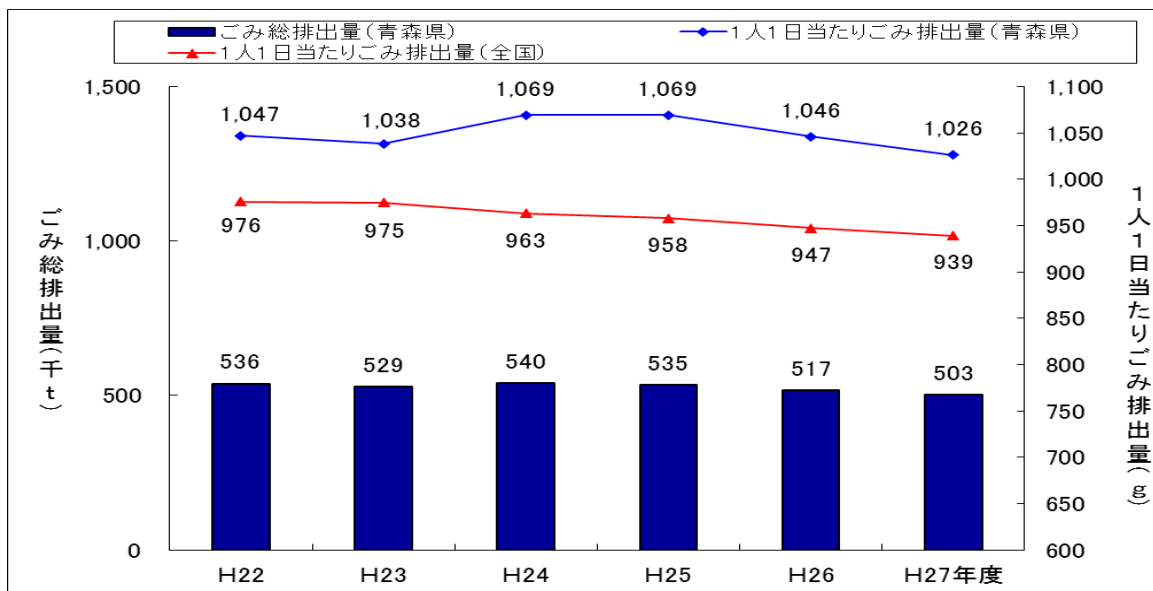
常時監視測定局において、大気汚染状況を調査した結果、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）については、全地点で環境基準を達成している。

光化学オキシダントについては、依然として全国同様、環境基準非達成であり、その要因は、主に成層圏オゾンの沈降によるものと考えられる。

### (3) 一般廃棄物のごみ総排出量 (P. 65)

平成 27 年度の一般廃棄物のごみ総排出量は約 50 万 3 千 t で、前年度と比較して約 1 万 4 千 t、2.7% 減少し、県民 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、前年度と比較して 20 g 減少し、1,026g となった。これは、県と市町村の連携による広報活動の強化や将来ごみとなる衣類の回収市町村の増加等によるものと考えられ、40 市町村中 21 市町村で減少している。

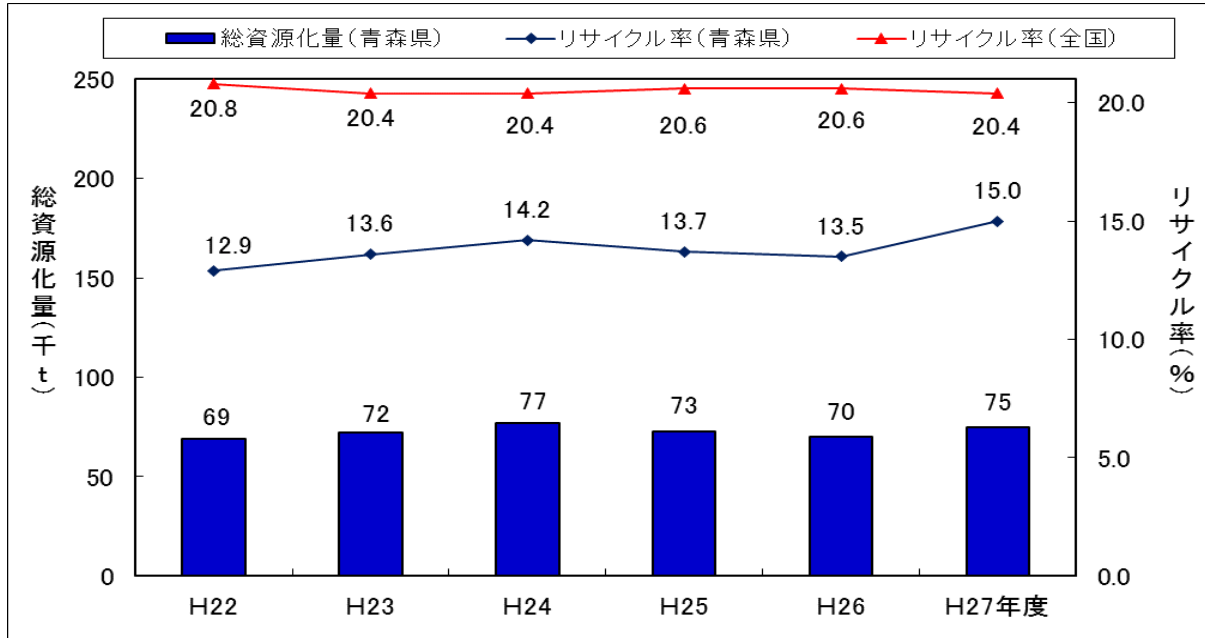
図 1 ごみの総排出量と 1 人 1 日当たりのごみ排出量の推移



(4) 一般廃棄物の資源化量とリサイクル率(P. 65)

平成 27 年度の一般廃棄物のリサイクル率は 15.0%で、前年度と比較して 1.5 ポイント増加した。これは、県と市町村の連携による広報活動の強化や青森市の新清掃工場稼働により、熔融スラグの生成量や金属類の回収量の増加などが大きく影響したものと考えられる。

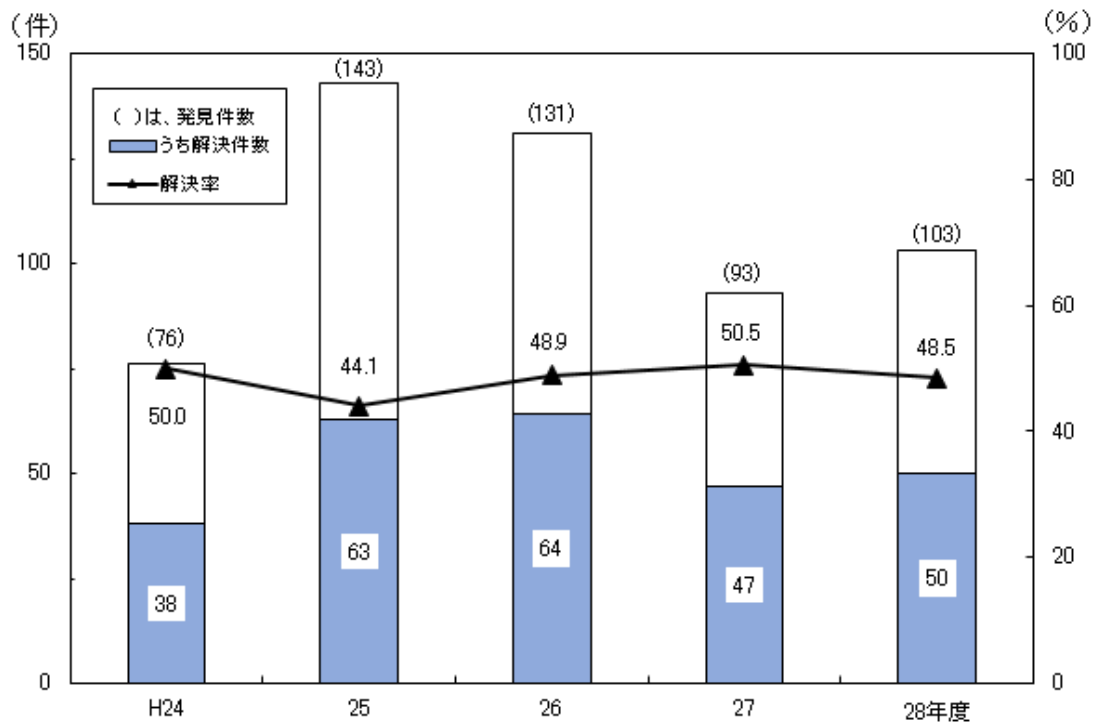
図 2 資源化量とリサイクル率の推移



(5) 産業廃棄物の不法投棄等発見件数(P. 74)

平成 28 年度の産業廃棄物の不法投棄等発見件数は、103 件で、前年度と比較して 10 件増加した。このうち解決件数は 50 件で、解決率は 48.5%となっている。

図 3 不法投棄等発見・解決件数



## (6) 温室効果ガス排出量(P. 113)

2014年度における本県の温室効果ガス排出量は、15,625千t-CO<sub>2</sub>であり、前年度と比較して4.6%減少している。これは、産業部門のエネルギー消費量が8.9%減少したこと、民生家庭部門の灯油使用費量が4.9%減少したことなどが要因として考えられる。

一方、青森県地球温暖化対策推進計画における基準年度である1990年度と比較すると17.8%の増加となっている。

また、県民1人当たりの温室効果ガス排出量は、11.5t-CO<sub>2</sub>/人であり、全国の10.6t-CO<sub>2</sub>/人の1.09倍となっているが、これは本県が積雪寒冷地であり暖房や融雪のため、電力や灯油を使用する機会が多いためと考えられる。

図4 青森県の温室効果ガス排出量の推移



## 2 平成28年度における環境施策の概要

### (1) 健やかな自然環境の保全と創造

- ① 公共用水域や地下水の常時監視の実施により水質を把握するとともに、特定事業場への立入検査による指導、公害防止協定の締結・運用により公共用水域の水質汚濁防止対策を推進した。(P. 29~40)
- ② 小川原湖の水環境の改善を目的に、流域協議会での検討・協議を踏まえ、行政、事業者、流域住民等の各主体が実施すべき取組の方向性をとりまとめた行動指針を策定し、小川原湖水環境フォーラムで周知を図った。(P. 27、P. 125)
- ③ 白神山地等の自然環境の保全を進めるとともに、白神山地の体験プログラムを集中的に情報発信する「白神まるごと体験博覧会」の開催、次世代育成に向けた「しらかみ未来塾」を開催した。(P. 57~58、P. 126)
- ④ 自然生態系の影響が懸念されるニホンジカ対策として、検討科学委員会の開催や県民に対するシカに関する知識の普及ほか、狩猟者の確保・育成など捕獲体制の整備に取り組んだ。(P. 54~56、P. 127)

## (2) 県民みんなでチャレンジする循環型社会づくり

- ① 「もったいない・あおもり県民運動」を展開し、本県のごみ排出量やリサイクル率の現状を広く県民に周知するとともに、県民総参加で3Rに取り組む気運を醸成するため、各種広報媒体等を活用した情報発信、3Rの具体的な取組方法等の普及啓発を行った。(P.127~128)
- ② 商品の簡易包装や詰替商品の利用など環境にやさしい買い物の普及、家庭から出る生ごみの水切りの徹底や食品ロスの削減、衣類のリユース・リサイクルなど生活系ごみの発生抑制に取り組んだ。(P.128)
- ③ リサイクル率向上に向けて、最も資源化量の多い古紙の回収を一層推進するため、市町村等と連携し、雑紙の資源回収を強化した。(P.128)
- ④ 事業系の紙ごみの排出量削減を図るため、事業所から排出される古紙を効率的に回収する「オフィス町内会」や古紙リサイクルセンターの利用促進を図った。(P.128)
- ⑤ 海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、地域計画を平成23年3月に策定しており、平成28年度は、国による財源措置を活用して県内16市町村において回収・処理事業を実施するとともに、海岸漂着ごみの発生を抑制するため、県民に対し広報・啓発を実施した。(P.70)
- ⑥ 産業廃棄物の不法投棄等防止対策として、行政による監視指導や立入検査の強化と併せて、各市町村に廃棄物不法投棄監視員を配置し、巡回監視を行っているほか、「あおもり循環型社会推進協議会」が行う不法投棄防止撤去推進キャンペーン実施事業に助成を行うなど、県民、事業者及び行政が一体となった全県的な取組を進めた。(P.75)
- ⑦ 産業廃棄物の不法投棄等の多くを占める建設系廃棄物の適正処理推進に向けた普及啓発や監視体制の強化等を図るとともに、建設系廃棄物の排出事業者(元請業者等)に対し、建設系廃棄物の処理状況等を行政に報告させる「建設資材廃棄物の引渡完了報告制度」を創設した。(P.74)

## (3) 暮らしと地球環境を守る低炭素社会づくり(P.111~115、P.129)

- ① 民生(家庭)部門における対策として、「あおもりエコの環スマイルプロジェクト」の拡大を図り、日常生活における低炭素型ライフスタイルへの転換に向けた取組を促進するため、家庭における節電チャレンジを実施したほか、県内各地のイベントにおいて地球温暖化の現状や県の取組をPRした。
- ② 民生(業務)部門と産業部門における対策として、中小事業者の省エネ対策を促進するため、専門家等をチームで派遣し、省エネ診断、優良事例紹介等の情報提供や個別指導などを実施した。
- ③ 運輸部門における対策として、地球温暖化の現状及び対策の重要性や、取り組みやすい対策としてのエコドライブについて、新聞広告や動画作成により広く発信し、その普及啓発を図った。また、エコドライブに係る実技講習会等の開催や県下一斉ノーマイカーデーを実施した。
- ④ 地域のエネルギー資源を地域が主体となって有効に活用する「あおもり型スマートコミュニティ」の創出を図るため、有識者による検討WGを設置・開催し、基本的な考え方を整理したモデルプランを作成するとともに、地元関係者と連携して戦略モデルを作成した。

## (4) 社会全体で環境配慮に取り組む人づくりと仕組みづくり(P.121~122、P.130)

- ① 環境配慮行動のできる人財を育成するため、環境出前講座の担い手として育成した「環境教育専門員」と環境NPO法人との協働により県内小学校を対象とした環境出前講座を実施したほか、環境について楽しく学ぶ親子向けの環境スクールを開催した。
- ② NPO、事業者、大学などの各主体の協働による環境教育等の取組を促進させるため、フォーラム及びワークショップを開催したほか、弘前大学との連携により、NPO、事業者等と大学が協働した環境教育・学習の仕組みづくりに向けた調査・研究を実施した。